

鳥取県石綿健康被害防止条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成23年 3 月31日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県規則第36号

鳥取県石綿健康被害防止条例施行規則の一部を改正する規則

鳥取県石綿健康被害防止条例施行規則（平成17年鳥取県規則第106号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
<p>（処理予定量等の届出）</p> <p>第8条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 前項の報告は、最終的に処理が終了した日（処理を委託した場合にあっては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）<u>第12条の3</u>第4項又は第5項の規定に基づく最終処分が終了した旨が記載された産業廃棄物管理票の写しの送付を受けた日）から14日以内に行うものとする。</p>	<p>（処理予定量等の届出）</p> <p>第8条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 前項の報告は、最終的に処理が終了した日（処理を委託した場合にあっては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）<u>第12条の3</u>第3項又は第4項の規定に基づく最終処分が終了した旨が記載された産業廃棄物管理票の写しの送付を受けた日）から14日以内に行うものとする。</p>

附 則

この規則は、平成23年 4 月 1 日から施行する。